

市議会の取組みについてご意見を聴かせてください

～アンケートのお願い～

市議会では、議会基本条例（平成26年4月1日施行）第18条「見直し手続」の規定に基づき、議会運営が条例どおりに実施できているかを2年ごとに検証しています。

この度、平成30年度と令和元年度の取組みについて検証するにあたり、この2年間の議会の取組みについて、市民の皆様からご意見をいただきたく、アンケートを実施することにしました。

なお、アンケートは以下の公共施設に設置するほか、ホームページからも回答ができます。また、議会基本条例の全文はホームページやアンケート設置施設でご覧いただけます。

アンケートの受付期間と設置場所

【期間】 令和2年5月1日（金）～6月1日（月）

【設置する公共施設】

- ・市役所本庁舎（1F情報コーナー・5F議会事務局）
- ・いきいきプラザ（1F総合案内窓口）
- ・ワンズタワー内地域サービス窓口

【受付方法】

- ・回収ボックス（上記の公共施設に設置してあります）
- ・市ホームページの「市民アンケート」ページ
- ・ファックス 議会事務局 042-397-9436
（キリトリ線で切っていただくとファックスできます）
- ・郵送でも受け付けておりますが、切手代等の郵送料はご負担をお願いします。

※公共施設の休館に伴い、アンケートの設置・回収場所が少なくてご不便をおかけしますが、一人でも多くの方からご意見をいただきたく、ご協力をお願いいたします。

※お寄せいただいたご意見は、今後の議会運営の参考にさせていただきます。個別に回答はしませんが、集計結果はホームページで公表します。

議会基本条例の概要と2年間の取組み状況

第2章 議会及び議員の活動原則

第4条（会派）

議会の円滑な運営と活発な調査研究活動のために、政策を中心に理念を共有する複数又は1人の議員で「会派」を結成します。

現在は次の6つの会派が結成されています。

- 自由民主党市議団（8人）、公明党（6人）、
- 日本共産党（5人）、つなごう！立憲・ネット（4人）、
- 草の根市民クラブ（1人）、国民民主党（1人）

第3章 市民と議会の関係

第5条（説明責任及び市民意見の把握）

議会は「議決機関」としての説明責任を果たすため、定例議会が終了すると議会報告会を開催して、議会で何を議論したのか、どう決まったのかを報告し、参加者からご意見をいただいています。また、必要により、パブリックコメントやアンケート調査などを通して、市民意見の把握に努めています。

議会報告会は平成30年度は4回、151人、令和元年度は3回、131人のご参加があり、他の市議会からも注目されています。

----- キリトリ線 -----

アンケート

- 年代、お住まいについて。
10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代以上
お住まいは、 市内 ・ 市外
- 市議会だよりは年4回発行しています。お読みになっていますか。
毎回読む ・ たまに読む ・ 読まない
- 市議会だよりを「読む」方にお尋ねします。
どの記事を読みますか。【複数回答可】
議案の質疑 ・ 各議員の賛否状況 ・ 代表質問 ・ 一般質問
予算（決算）の概要 ・ その他（ ）
- 市議会の本会議・委員会を傍聴したことがありますか。
ある（ 回 ） ・ ない
- 市議会のホームページをご覧になりますか。
よく見る ・ たまに見る ・ 見ない
- 本会議と委員会はインターネットで中継しています。見たことがありますか。
よく見る ・ たまに見る ・ 見ない
- 議会報告会（意見交換会）に参加したことがありますか。
ある ・ ない
- 市議会の2年間の取組みで「よくできている」と評価する点について、ご記入ください。また、その理由も教えてください。
- 市議会の2年間の取組みで「できていない」と評価する点について、ご記入ください。また、その理由も教えてください。
- 市議会に対するご意見があれば、自由にご記入ください。

【問い合わせ先】

議会事務局 042-393-5111（代表） 内線2812
ファックス送信先 042-397-9436

ご協力ありがとうございました。



6月定例議会は6月4日に始まります